

**県内高校生に向けた  
農業大学校の教育高度化情報発信委託業務**

**業務仕様書**

令和 4 年 6 月  
岩 手 県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「県内高校生に向けた農業大学の教育高度化情報発信委託業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 業務の概要

### 1 目的

県内高校生の就農意欲の喚起を図るため、高校生向け雑誌を活用し、岩手県立農業大学の教育高度化の取組情報を発信することで、岩手県立農業大学校を進路として意識していただく。

### 2 業務内容

岩手県立農業大学の教育高度化の取組について記事広告を制作し、高校生をターゲットとした雑誌で発信すること。

#### (1) 仕様

記事広告：1本（取材込み） A4見開きカラー2ページ

#### (2) 記事広告の掲載時期

9～11月頃

#### (3) 実績報告書の作成

上記に係る実施経緯及び結果をまとめた実績報告書を、書面3部及び電子データ（MicrosoftWord又はPowerPoint形式）で提出すること。

### 3 留意事項（全体共通事項）

以下の事項に留意し、事業を実施すること。

- (1) 県内高校生に対する露出を可能な限り大きくするとともに、興味を引く内容となるよう配慮すること。
- (2) 岩手県立農業大学の教育高度化の取組について十分に理解した上で事業を実施すること。

## 2 契約に関する条件

### (1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

### (2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

**(3) 権利の帰属等**

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

**(4) 機密の保持**

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

**(5) 個人情報の保護**

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 13 年 3 月 30 日岩手県条例第 7 号）を遵守しなければならない。